

令和8年第6回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和8年6月11日（木）午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 12名（☒は出席委員）

欠席委員 1名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☐ ⑤ 遠藤 幸男	☒ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 大村 俊夫

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第14号	農用地利用集積等促進計画（所有権移転）	9件
議案第15号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）	2件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和8年第6回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は11番の白石信幸委員と12番の浦部篤委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

次 長 議案の朗読の前に議案の修正についてご報告いたします。議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について、2件としていましたが、8ページから15ページにかけての許可申請について、議案配布後に申請者から申請取り下げの申し出があり、これを認めることとしました。このため議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請は、1ページから7ページにかけての1件となります。

それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第13号から第15号の朗読)

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、26ページのとおり農地法第18条第6項の規定による通知書(賃貸借の合意解約)が2件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第二分科会による事前審査を令和8年7月9日、木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和8年7月10日、金曜日、午後2時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員 白石 信幸
浦部 篤

会議名	令和 8 年第 6 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 6 月 11 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	□ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件を議題とします。 事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件。 1 件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。 申請農地は大字新延●●●●番●。地目は登記、現況ともに。面積 216 ㎡。転用 目的は自己住宅建設です。農地区分は第 2 種農地ですが、居住する者の日常生活上 必要な施設で集落に接続しているため、許可基準を満たしております。令和 8 年 7 月 1 日着工、令和 9 年 3 月 31 日完成予定の計画です。水利承諾書が添付されてお り、資力及び信用は資金計画書等の提出により適切であると考えられます。議案書 の 2 ページから 7 ページに被害防除計画書や計画図等を添付していますが、規模等 も妥当であると考えられます。6 月 9 日に、会長、第二分科会員、事務局による現 地調査を行い、周辺農地等への支障は無いと判断しております。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の 審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。						
分科会長	はい。議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件。上記の議 案について、6 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、申請どおり承認するこ とに決しました。 以上、報告します。令和 8 年 6 月 11 日、第二分科会長、白石信幸。						
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議 ありませんか。						
	〔「異議無し」の声あり〕						
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 13 号は申請のとおり承認することに決しま した。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。						

会議名	令和 8 年第 6 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 6 月 11 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	□ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 14 号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について 9 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 14 号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について 9 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 16 ページから 24 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目、譲受人、福岡県農業振興推進機構。譲渡人、●●●●。申請農地は大字上木月●●●番、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 3,508 m²。 2 件目、譲受人、福岡県農業振興推進機構。譲渡人、●●●●。申請農地は大字上木月●●●番、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 5,014 m²。 3 件目、譲受人、●●●●。譲渡人、福岡県農業振興推進機構。申請農地は大字上木月●●●番、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 8,522 m²。先ほど説明した 16 ページ、及び、17 ページ記載の農地を所有権移転するものです。 4 件目、譲受人、福岡県農業振興推進機構。譲渡人、●●●●。申請農地は大字新北●●●●番。登記、現況地目は田。面積 1,457 m²。 5 件目、譲受人、●●●●。譲渡人、福岡県農業振興推進機構。申請農地は大字新北●●●●番。登記、現況地目は田。面積 1,457 m²。先ほど説明した 19 ページ記載の農地を所有権移転するものです。 6 件目、譲受人、福岡県農業振興推進機構。譲渡人、●●●●。申請農地は大字新北●●●●番。登記、現況地目は田。面積 1,457 m²。 7 件目、譲受人、●●●●。譲渡人、福岡県農業振興推進機構。申請農地は大字新北●●●●番。登記、現況地目は田。面積 1,457 m²。先ほど説明した 21 ページ記載の農地を所有権移転するものです。 8 件目、譲受人、福岡県農業振興推進機構。譲渡人、●●●●。申請農地は大字上木月●●●番、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 3,615 m²。 9 件目、譲受人、●●●●。譲渡人、福岡県農業振興推進機構。申請農地は大字上木月●●●番、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 3,615 m²。先ほど説明した 23 ページ記載の農地を所有権移転するものです。 いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。						

会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めますが、分科会長は退席しておりますので、副分科会長より報告を求めます。副分科会長、田中勉君。
分科会長	はい。議案第 14 号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について 9 件。上記の議案について、6 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和 8 年 6 月 11 日、第二分科会、副分科会長、田中勉。
会 長	ただ今、第二分科会から審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。
	（質疑・質問なし）
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。
	（意見なし）
会 長	意見も無いようですので、第二分科会の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	（「異議無し」の声あり）
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 14 号は第二分科会の報告のとおり、町長へ回答することに決定しました。
	（●●●●委員 入室）

会議名		令和 8 年第 6 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 6 月 11 日	
						場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛		
	4	☑ 筒井 浩一	5	□ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介		
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉		
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤		
	会長	☑ 小長光 隆						
会 長	議案第 15 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 1 件を議題とします。 事務局より議案の説明をします。							
事務局長	議案第 15 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 1 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 25 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新延●●●●番。現況地目は田。面積 1,033 m ² 。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。							
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。							
分科会長	はい。議案第 15 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 1 件。上記の議案について、6 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和 8 年 6 月 11 日、第二分科会長、白石信幸。							
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。							
	(質疑・質問なし)							
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。							
	(意見なし)							
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。							
	〔「異議無し」の声あり〕							
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 15 号は第二分科会長の報告のとおり、町長へ回答することに決定しました。							